

郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付要綱

平成26年4月1日制定

平成27年3月31日一部改正

平成28年3月30日一部改正

[こども部こども育成課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住し子育てをしている保護者のうち、当該保護者の第一子が認可外保育施設に入所するに際し生じる保育料の金銭的負担を軽減し、もって子育てしやすい環境を整えることを目的とし、当該保護者に対して保育料の全部又は一部を補助することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 次に掲げる施設のいずれかをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出をした施設

イ 事業を行う者が、当該事業所の従業員のために設置する施設で、かつ、当該従業員のみが利用できる施設をいい、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により市町村長が特定地域型保育事業者の確認を行った児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を除く。

(2) 児童 認可外保育施設に入所している乳児又は幼児をいう。

(3) 児童の保護者 児童に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(4) 家計の主宰者 家計の主宰者とは、園児の父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる次の各号のいずれも該当する世帯において、生計を一にする世帯に属する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者のうち、父母以外の者をいう。以下同じ）をいい、扶養義務者が複数いる場合は扶養義務者のうち最も収入がある者を家計の主宰者と認めるものとする。

ア 園児の父母の市町村民税所得割額の合計が48,600円未満の場合

イ 園児の父母の収入の合計が郡山市の生活保護の一般生活費認定基準表から算出される額に満たない場合

(5) 保育料 児童が入所する認可外保育施設で定める保育料（実費徴収費等は含まず、保育に要する月額又はその他の単位で施設が定める保育料。以下、単に「保育料」という。）であって、入所の属する年度において保護者が負担した対象園児に係る保育料をいう。

(6) 市町村民税所得割額 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年規則第70号）第2条第9号に規定する市町村民税所得割額をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる条件の全てを満たす者（以下「交付対象者」という。）に交付す

る。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 児童が、保護者の養育する子のうち最年長の者であること。

(3) 当該児童の保護者及び扶養義務者（家計の主宰者と認められた場合に限る。以下同じ）の当該年度の市町村民税所得割額の合計が別表に定める額より少ないこと。

(4) 当該児童の保護者及び扶養義務者が郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年郡山市規則第70号）による利用者負担額（郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則（昭和27年郡山市規則第70号）による負担金徴収額を含む。）及び市税等（市税（国民健康保険税を含む。）、市営住宅使用料、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料及び介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料をいう。）の納付に滞納がないこと。

2 前項に定める児童及び世帯の細目については、市長が別に定める。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、第2条第2号に定める児童が認可外保育施設に入所するための保育料とする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象額以下とし、当該年度の補助対象月数（前条第1項に該当する在園月であって、休園の月は除く。）に月額補助限度額を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

（税情報等の確認の同意）

第5条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、世帯の当該年度の市町村民税所得割額等を確認するため、郡山市認可外保育施設第一子保育料無料化・軽減事業補助金交付申請に係る税情報等確認依頼書兼同意書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（税情報等の確認等）

第6条 市長は、前条の提出があったときは、当該世帯に係る当該年度の市町村民税等について、速やかに課税状況等を確認するものとする。

2 市長は、前項により確認した結果について、前項の提出をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 前条第2項の通知により補助金の交付要件を具備することが明らかとなった交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に戸籍謄本を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、園児又は保護者が戸籍を有しない者である場合は、その他の書類により交付対象となる園児であることを確認するものとする。

3 交付の申請は、園児が通園した月が属する年度において申請するものとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により、当該申請を行った者（以下「補助金交付申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消及び返還）

第9条 市長は、補助金交付申請者が虚偽その他不正な手段により補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該補助金交付申請者に対し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(書類等の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成28年4月以後の補助額について適用し、同年3月分までの補助額については、なお従前の例による。

別表

世帯の当該年度の市町 村民税所得割額	補助対象額	補助限度額
48,600 円未満	当該児童に係る支払保育料	月額 35,000 円
133,000 円未満		月額 5,000 円

備考

- 1 世帯の市町村民税所得割額の算出については、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の規定の例による。ただし、同規則第4条第2項の規定は適用せず、当該年度の市町村民税課税額に基づき世帯の市町村民税所得割額を認定するものとする。
- 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯は、世帯の当該年度の市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯に含むものとする。

